

令和 7 年度

大井川流域バスツアー誘客促進事業

島田市・川根本町を目的地とする バスツアーに助成します！

【対象者】 全国の旅行業者（旅行業の登録を受けたもの）

【助成要件】

- ① ツアー参加者がバス 1 台につき、10 名以上（乗務員・添乗員除く）
- ② 島田市及び川根本町の以下の施設を各市町 1 か所以上行程に含むバスツアー（乗車・入館・食事・お買い物等が伴うこと）
 - (1) 島田市
大井川鐵道本線、川根温泉ホテル、蓬莱橋、KADODE OOIGAWA、ふじのくに茶の都ミュージアム、川根温泉ふれあいの泉、島田市博物館、島田市ばらの丘公園
 - (2) 川根本町
大井川鐵道井川線、寸又峡温泉、接岨峡温泉会館、資料館やまびこ、奥大井音戯の郷、奥大井もりのくに、フォーレなかかわね茶茗館、千頭駅（30 分以上の休憩）
- ③ 行程内のいずれかの昼食が島田市及び川根本町の施設・店舗又は島田市及び川根本町の事業者のお弁当のバスツアー

【対象期間】 以下の期間に催行したバスツアー

第 1 期：令和 7 年 8 月 1 日～令和 7 年 10 月 29 日まで

第 2 期：令和 7 年 12 月 3 日～令和 8 年 2 月 25 日まで

【助成額】 バス 1 台につき 2 万円

島田市及び川根本町内の宿泊施設で宿泊を伴うバスツアーにあっては 2 万円を加算。前記宿泊を伴うツアーが富士山静岡空港を離発着する航空機を利用する場合(片道可)はさらに 4 万円を加算。

ただし、一事業者につき 20 万円を限度とします。

【申請方法】 出発日の 20 日前までに以下から申請してください。

※ 予算額に達した場合は期間内であっても受付を終了します。

申請用 QR コード



申請用 URL <https://logoform.jp/f/cjrj0>

事業主体：大井川流域観光事業実行委員会

問合せ：川根本町観光交流課／電話：0547-58-7077

E-MAIL：kanko@town.kawanehon.lg.jp

補助金交付の流れ

(1) 申請受付

申請を受付した旨のメールを事務局(川根本町観光交流課)からお送りします。その際に「施設利用証明書」の様式を添付します。

申請後に催行をキャンセルされる場合は、催行日より事前にメールにてご連絡ください。

(2) 催行

貴社にて「施設利用証明書」を印刷、持参いただき、各施設において領収印や受付印、署名等の証明をもらってください(証明書はバス1台につき1枚)。「1 旅行事業者名」、「2 利用の内容」については、事前に貴社にてご記入願います。

<注意>

- ・夢のつり橋など寸又峡温泉の証明は「翠紅苑」フロントにて、蓬莱橋渡橋の証明は「蓬莱橋897.4茶屋」レジにて対応いたします。
- ・施設ごとに開館時間、休館日が違いますのでHP等ご確認ください。施設の証明は開館時間内にのみ発行しますのでご注意ください。

(3) 実績報告

旅行催行後30日以内又は令和8年3月7日(金)の早い方までに下記アドレスから実績をご入力ください。<https://logoform.jp/f/MV973>



<注意>

- ・複数回をまとめて入力していただけるように数字・日付欄はテキスト入力にしております。3回であれば、3回をそれぞれカンマで区切っていただき入力してください(バス台数、参加人数もカンマで区切つての入力が可能)。金額は合計金額で構いません。
- ・昼食については、島田市及び川根本町の施設や店舗の領収書など催行日に昼食をしたことがわかる書類を添付してください。
- ・島田市及び川根本町の宿泊施設で宿泊された場合は、宿泊先の領収書または催行日に宿泊したことがわかる書類を添付してください。富士山静岡空港を離発着する航空機を利用した場合も領収書等利用したことがわかる書類を添付ください。
- ・添付書類は、Word又はPDF形式で提出をお願いします。

(4) 請求

実績の内容を確認し、問題がないようでしたら請求書様式をメールで送信します。お手数ですが、口座情報等の必要事項を記入して返信(メール)してください。

(5) 補助金支払

請求書の内容を確認後、「大井川流域観光事業実行委員会」より振込をいたします。